臨時開庁日の届け出

臨時開け日の届け出			
届け出	担	当	
住民異動届、戸籍届出の受け付け、証明書の発行(税務 諸証明を除く)、国民年金加入者の住所変更、印鑑登録、 マイナンバーカード(個人番号カード)の交付など	戸籍住民課 ☎046(252)8083	133 046(255)3550	
母子健康手帳の交付、妊産婦健診費用補助券などの交付、 出生連絡票の受理	健康づくり課 2046(252)7225	23 046(255)3550	
小児・障害者医療費助成に係る住所変更、後期高齢者医療制度被保険者の住所変更の書類受け付け	医療課 ☎ 046(252)7213	20 046(252)7043	
国民健康保険・国民年金に係る手続き	国保年金課 ☎ 046(252)7003	20 046(252)7043	
介護保険対象者の住所変更など	介護保険課 ☎ 046(252)7719	20 046(252)8238	
タクシー・ガソリン・バス券の交付手続き、障害者手帳の住所変更など(受け付けは、いずれも4月4日(土)のみ)	障がい福祉課 ☎046(252)7978	130 046(252)7043	
児童手当受給者の住所変更、児童ホームの入所申込など	子ども育成課 ☎046(252)7201	23 046(255)5080	
転入学受け付け(受け付けは、3月28日、4月4日いずれも土曜日のみ)	学校教育課 ☎ 046(252)8739	2 046(252)4311	

け 理出 由 されますので、時間に余裕 市区町村への確認が必要な 届け出の内容によって、他 窓口を臨時開庁します 4 日 的として、3月21 を持ってご来庁ください。 張所を除く)。混雑が予想 に、窓口での混雑緩和を目 いずれも土曜日に一 の機会が多くなる時期 当日の処理ができな 就 変更などの届 転勤などの 旦 4 月 出 部 わせください。 ○臨時開庁 25 日 月4日いずれも土曜日午 常通り土曜開庁を実施し ※3月28日、 前8時30分~正午 でご注意ください。 ている課が異なります 左表の担当へ の土曜開庁と開庁し いずれも土曜日は通 なお、 4 月 臨時開庁は 日 詳しく 11 日 問い合

性しい春の手続きを便利に 盟当 戸籍住民課 2046(2152)8550

春の全国火災予防運動

「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」

市では、3月7日(土)まで春の全国火災予防運動を実施します。この期間に合わせて防火ポスター展、市内巡回広報、住宅用火災警報器設置状況調査を行います。なお、同期間で全国山火事予防運動、車両火災予防運動も実施します。消火器や住宅用火災警報器の取り扱いなどを確認し、火災予防について考えましょう。

小・中学生防火ポスター展

- ○と き 3月8日(日)まで
- ○ところ イオンモール座間 イベントスペース

◆住宅用火災警報器の設置と点検を

住宅火災での逃げ遅れでは死亡などの重大な被害が発生します。このような被害を防ぐため、熱や煙を感知し、音や音声などによって火災を知らせる「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

◆電池切れの確認を

住宅用火災警報器設置の義務化から10年が経過しました。あらためて電池の確認をしましょう。

◆悪質な訪問販売にご注意を

消防署の職員が消火器や住宅用火災警報器の販売を行うことはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。

※住宅用火災警報器の設置基準などについては担当へお問い合わせください。

担当

予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

携行缶でのガソリンの購入

令和元年7月に京都市で発生した放火事件を受けて、関係省令が改正されました。携行缶でガソリンを購入する際に、本人確認(身分証の確認など)と使用目的の確認が必要になりましたのでご注意ください。

担当 予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

3月に納めていただくのは

▽国民健康保険税(10期)▽介護保険料(10期)▽後期高齢者医療保険料(9期)

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分~正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。

上級救命講習

- ○と き 3月15日(日)午前9時~午後6時(午前8時45分から受け付け)
- ○ところ 消防庁舎 4 階救急講習室(相武台 1 48 1)
- ○内 容 心肺蘇生法、自動体外式除細動器(AED)の使用、止血 法習得、傷病者管理、外傷の手当要領、搬送法 ※子ども連れでの参加はできません。
- ○**対 象** 市内在住・在勤・在学で中学生以上の方
- ○**定** 員 15人(申込順)
- ○持ち物 筆記用具、昼食
- ○申込方法 3月2日(月)から電話または直接担当へ

担当 消防管理課 ☎046(256)2214 ☎046(256)2215

3月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分	<i>と</i>	ところ
消費生活	毎週月曜~金曜日午前9時30分~正午、	☎ 046(252)8490
(訪問販売・多重債務など)	午後1時~4時 10日夜	(電話相談も可)
弁 護 士	11日 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時~8 17日夜 時30分	
(面談のみ)	18日 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分	予約制(電話可) 市役所] 階相談室
	24日夜 ~ 4 時30分 25日	※2日午前8時30分か
行政	-=	ら今月分を受け付け、いずれも定員になり次
(国に対する要望) 行 政 書 士		第、締め切ります。な
(遺言書等作成)	19日 30分	お、弁護士相談は1年度一人1回のみ(25分
交通事故司法書士	17日 毎月第3火曜日午後1時30分~4時	以内)、その他の相談
(登記·少額訴訟) 不動産		は一人1回につき30分以内とさせていただき
(取引・契約)	26日 毎月第4木曜日午後1時30分~4時30分	ます。相談される要点 をよく整理してお越し
分譲マンション (近隣・管理組合)	13日 毎月第2金曜日午後1時30分~4時30分 (12日まで受け付け)	をよく登珪しての越し ください。
	毎週月曜~金曜日午前8時30分~正午、	
市民一般		在課 ☎046(252)8218
人権擁護委員(近隣問題など)	10日 毎月第2火曜日午後1時30分~4時	☎ 046(252)8087
ドメスティック	 毎週月曜〜金曜日午前9時〜正午と	 市役所 1 階広聴人権課
バイオレンス	午後1時~5時15分	在課 ☎046(252)8483
上 駐留軍離職者	19日 毎月第3木曜日午前10時~午後3時	ふれあい会館2階会議室
型田 半 陣 城 日	担当 商工観 毎週月曜日午前10時~正午、午後1時~3時(電話のみ)	代課 ☎046(252)7604
認 知 症	担当の一方護保険	食課 ☎046(252)7084
社会福祉士	19日 奇数月第3木曜日午後1時30分~4時30分 (予約制(電話可)。17日まで受け付け)	市役所4階4-1会議室
(成年後見制度)		身課 ☎046(252)7127
障 が い 者	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時~正午と午後1時~ 3時(予約制(電話可))ぽむ出張相談毎月第3木曜	市役所1階
就労支援	日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	障がい福祉課
自立サポート		止課 ☎046(252)7132 市役所 1 階生活援護課
相談	担当 生活援調	護課 ☎046(252)8566
児 童	毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜正午と 午後1時〜5時15分(電話可) 担当 子ども政策課	市役所 2 階子ども政策課 ☎046(252)8026
7) 0 #0 == ==	毎週月曜~金曜日午前9時30分~11時30分と	市役所2階子ども育成課
ひとり親家庭	午後 1 時~ 4 時(予約制(電話可)) 担当 子ども育成	成課 ☎046(252)7201
書 少 年	毎週日曜。今曜日午前 O 時。 ケ※ 4 時	青少年センター1階
青 少 年		青少年相談室 炎室 ☎046(256)0907
教育		市役所 5 階教育研究所
子どもいじめ ホットライン	毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜午後6時(電話のみ) 担当 教育研9	究所 ☎046(259)2164
就 学	1.370,312 2.22	市役所 5 階教育指導課 算課 ☎046(252)8732